



資料編

資料編

1 計画策定の経過

年	月 日	会議等および内容
2024 (令和6年)	5月1日	宮古市経営会議 第3次宮古市健康増進計画（第3次いきいき健康宮古21プラン）の策定方針について
	5月16日	第1回宮古市健康づくり推進協議会 第3次宮古市健康増進計画（第3次いきいき健康宮古21プラン）の策定方針について
	6月11日	宮古市議会教育民生常任委員会 第3次宮古市健康増進計画（第3次いきいき健康宮古21プラン）の策定方針について
	7月30日	第1回宮古市歯科保健推進連絡協議会 第3次宮古市健康増進計画（第3次いきいき健康宮古21プラン）の策定方針について
	11月20日～29日	庁内全部署への意見聴取 第3次いきいき健康宮古21プラン（素案）について
	12月12日	第2回宮古市歯科保健推進連絡協議会 第3次いきいき健康宮古21プラン（素案）について
	12月17日	第2回宮古市健康づくり推進協議会 第3次いきいき健康宮古21プラン（素案）について
2025 (令和7年)	1月6日	宮古市経営会議 第3次いきいき健康宮古21プラン（素案）について
	1月14日	宮古市議会教育民生常任委員会 第3次いきいき健康宮古21プラン（素案）について
	1月16日～2月7日	パブリックコメント実施
	2月28日	第3回宮古市歯科保健推進連絡協議会 第3次いきいき健康宮古21プラン（最終案）について
	3月3日	宮古市経営会議 第3次いきいき健康宮古21プラン（最終案）について
	3月3日	第3回宮古市健康づくり推進協議会 第3次いきいき健康宮古21プラン（最終案）について
	3月12日	宮古市議会教育民生常任委員会 第3次いきいき健康宮古21プラン（最終案）について

2 宮古市健康づくり推進協議会要綱

平成 17 年 6 月 6 日告示第 73 号

改正 平成 21 年 12 月 21 日告示第 184 号

（設置）

第 1 市民の健康づくり対策を推進するため、宮古市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌）

第 2 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）健康づくりに関する保健計画（以下「保健計画」という。）の推進について必要な関係機関及び団体等の相互の連絡調整に関すること。
- （2）保健計画の実施に関すること。
- （3）前 2 号に掲げるもののほか、健康づくり対策に関すること。

（組織）

第 3 協議会は、委員 22 人以内をもって組織し、委員は、市長が任命する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 4 協議会に会長及び副会長を 1 人置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

（会議）

第 5 協議会は、市長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（幹事会）

第 6 協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、健康課長をもって充て、幹事は、委員の属する団体の職員のうちから若干人を市長が任命する。
- 4 幹事長は、幹事会を主宰する。
- 5 幹事会は、協議会の協議事項について予備的に調査検討し、及び協議会が幹事会に委ねた事項その他必要な事項を協議する。

（庶務）

第 7 協議会の庶務は、保健福祉部健康課において処理する。

（補則）

第 8 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成17年6月6日から施行する。

附 則

- 1 この告示は、平成22年1月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の日以降平成22年3月31日までの間にこの告示による改正後の宮古市健康づくり推進協議会要綱第3第1項の規定により任命する委員の任期は、第3第2項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

3 宮古市健康づくり推進協議会委員名簿

	役職	氏 名	所属団体等
1	会長	奥 達 也	宮古医師会
2	副会長	道 又 俊	宮古歯科医師会
3	委員	鈴 木 昌 代	宮古薬剤師会
4	委員	杉 江 琢 美	岩手県宮古保健所
5	委員	川 村 英 伸	岩手県立宮古病院
6	委員	福 徳 潤	宮古市校長会
7	委員	佐 藤 恭 子	宮古商工会議所
8	委員	畠 山 り か	宮古市社会福祉協議会
9	委員	吉 田 友 太	陸中宮古青年会議所
10	委員	上 居 勝 弘	宮古市国民健康保険運営協議会
11	委員	橋 本 正 吉	宮古市公衆衛生組合連合会
12	委員	安 田 か お り	田老地域自治区
13	委員	久 保 純 子	新里地域自治区
14	委員	前 川 登 代 美	川井地域自治区
15	委員	佐 々 木 幸 子	宮古市食生活改善推進員協議会
16	委員	小 野 寺 牧 子	岩手県栄養士会沿岸地区会
17	委員	高 橋 花 穂	宮古市学校保健会養護教諭部会

4 宮古市歯科保健推進連絡協議会要綱

平成 17 年 6 月 6 日

告示第 74 号

一部改正 平成 20 年 7 月 30 日

告示第 101 号

一部改正 平成 26 年 2 月 28 日

告示第 18 号

一部改正 平成 26 年 9 月 1 日

告示第 140 号

（設置）

第 1 市民の歯科保健事業の推進を図るため、宮古市歯科保健推進連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌）

第 2 協議会は、次の事項を協議する。

- （1）乳幼児の歯科保健の推進に関する事。
- （2）児童生徒の歯科保健の推進に関する事。
- （3）成人歯科保健の推進に関する事。
- （4）在宅ねたきり者等の訪問歯科健康診査及び訪問診療に関する事。
- （5）その他歯科保健事業の推進に関する事。

（組織）

第 3 協議会は、次の機関又は団体から推薦された委員 15 人をもって組織し、委員は、市長が任命する。

- | | |
|----------------------------|-----|
| （1）宮古歯科医師会 | 2 人 |
| （2）宮古医師会 | 1 人 |
| （3）宮古薬剤師会 | 1 人 |
| （4）岩手県宮古保健所 | 1 人 |
| （5）岩手県歯科衛生士会宮古支部 | 1 人 |
| （6）宮古歯科技工士会 | 1 人 |
| （7）宮古市学校保健会 | 1 人 |
| （8）岩手県高等学校教育研究会学校保健部会下閉伊支部 | 1 人 |
| （9）宮古市小中学校 PTA 連合会 | 1 人 |
| （10）宮古市教育委員会 | 1 人 |
| （11）宮古地区介護支援専門員連絡協議会 | 1 人 |
| （12）宮古商工会議所 | 1 人 |
| （13）公募委員 | 2 人 |

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 4 協議会に会長及び副会長を 1 人置き、委員の互選とする。

- （1）会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- （2）副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 協議会は、会長が招集する。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6 協議会の庶務は、保健福祉部健康課において処理する。

(補則)

第7 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成17年6月6日から施行する。

附 則

1 この告示は、平成20年8月1日から施行する。

2 この告示による改正後の宮古市歯科保健推進連絡協議会要綱第3第1項第6号及び第7号により任命する委員の任期は、平成21年3月31日までとする。

附 則

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

2 この告示による改正後の宮古市歯科保健推進連絡協議会要綱第3第1項により任命する委員の任期は、平成28年3月31日までとする。

附 則

1 この告示は、平成26年9月1日から施行する。

2 この告示による改正後の宮古市歯科保健推進連絡協議会要綱第3第1項の規定により任命する委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、任命の日から平成32年3月31日までとする。

5 宮古市歯科保健推進連絡協議会委員名簿

役 職	所属機関・団体名	氏 名
会 長	宮古歯科医師会会長	昆 亜紀夫
副会長	宮古医師会副会長	川原田 隆 司
委 員	宮古歯科医師会専務理事	松 橋 精二郎
委 員	宮古薬剤師会副会長	湊 谷 寿 邦
委 員	岩手県宮古保健所技術主幹兼保健課長	千 田 ア ヤ 子
委 員	岩手県歯科衛生士会宮古支部支部長	狩 野 愛
委 員	宮古歯科技工士会 技対（勤務）	宇 洞 喜 房
委 員	宮古市学校保健会養護教諭部会副部長	阿 部 初 美
委 員	岩手県高等学校教育研究会学校保健部会 下閉伊支部養護教諭	吉 田 実
委 員	宮古市小中学校 PTA 連合会理事	デイビット ベイカー
委 員	宮古市教育委員会事務局学校教育課長	菊 池 正 幸
委 員	宮古地区介護支援専門員連絡協議会会長	高 島 健 太
委 員	宮古商工会議所事務局長	宮 本 淳一郎
委 員	公募委員	前 川 睦 子
委 員	公募委員	阿 部 奈緒美

6 宮古市食育及び地産地消の推進基本条例

平成21年12月16日

条例第53号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 推進計画等（第7条—第9条）

第3章 食育及び地産地消の推進（第10条・第11条）

第4章 農林水産業の振興（第12条）

第5章 推進体制の整備（第13条）

附則

私たちのまち・みやこには、雄大な北上山系を源とした閉伊川をはじめとする大小の河川が流れ、三陸の海に注いでいる。流域では、豊かな農産物が生産され、三陸の海は、世界有数の漁場を背景にした海産物の宝庫である。

私たちは、これらの豊かな自然を実感し、その恵みを食育や地産地消の推進活動に実らせ、ひいては地域経済の活性化と発展に波及させるため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、食育及び地産地消を推進するための基本理念を定めるとともに、この基本理念に基づく市、生産者等及び市民の役割を明らかにし、もって市民と生産者等の信頼と連携により、食文化の継承と農林水産業の振興を図り、健康で文化的な地域社会の形成に資することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 食育 様々な経験を通じて、市民が食の安全や栄養、食文化などの食に関する知識と食を選択する力を養うことにより、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。
- (2) 地産地消 地域で生産された農林水産物を地域で消費することをいう。
- (3) 生産者等 農林水産業に由来する食品の生産、採取、製造、加工、調理、流通、販売その他当該食品の消費者への提供に携わる全ての者（これらの者が組織する団体を含む。）をいう。

（基本理念）

第3条 食育及び地産地消は、次に掲げる基本理念に基づいて推進されなければならない。

- (1) 食育及び地産地消の重要性について市民及び生産者等に理解されるものであること。
- (2) 地域の食文化と伝統を重んじたものであること。

- (3) 安心かつ安全な農林水産物の生産及び採取に欠かせない農地、森林、海洋、河川その他の資源環境の保全に留意したものであること。
- (4) 生産者等及び市民の主体的かつ積極的な参加が図られるものであること。
- (5) 担い手の確保等農林水産業の持続的な経営の維持及び発展に寄与するものであること。
- (6) 家庭、学校、保育所、その他地域内のあらゆる場において実践されるものであること。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、生産者等及び市民と連携して食育及び地産地消を推進するものとする。

(生産者等の役割)

第5条 生産者等は、基本理念を理解し、安心かつ安全な食品を提供するとともに、当該食品に関する正確で適切な情報を消費者に提供するように努めるものとする。

2 生産者等は、市民と連携して食育及び地産地消に取り組むとともに、市が実施する施策に協力するように努めるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、基本理念を理解し、自発的に食育及び地産地消に取り組むとともに、市が実施する施策に協力するように努めるものとする。

第2章 推進計画等

(食育推進計画)

第7条 市は、基本理念に基づき食育を推進するため、食育に係る推進計画（以下「食育推進計画」という。）を定めるものとする。

(地産地消推進計画)

第8条 市は、基本理念に基づき地産地消を推進するため、地産地消に係る推進計画（以下「地産地消推進計画」という。）を定めるものとする。

(各推進計画との連携)

第9条 食育推進計画及び地産地消推進計画は、相互に連携するものでなければならない。

第3章 食育及び地産地消の推進

(食育の推進)

第10条 市は、食育推進計画に定めるところにより、市民が生涯にわたって健全な心身を培うとともに豊かな人間性を育むため、食育を実践することを推奨するものとする。

2 学校給食は、食育を児童、生徒が実践する機会として活用し、その充実に努めるものとする。

3 食育は、保健、医療、保育、介護その他の社会福祉の場において、積極的に行うものとし、これらに従事する者は、基本理念を理解し、食育の推進に努めなければならない。

(地産地消の推進)

第11条 市は、地産地消推進計画に定めるところにより、安心かつ安全な食品の生産の拡大並びに製造、加工、流通及び販売の促進並びに当該食品の消費の拡大を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、地産地消の推進のため、学校給食の食材に安心かつ安全な地域の農林水産物を使用する割合を高めるよう努めるものとする。

3 市は、地産地消に関する日を定め、市民の意識啓発及び地元食材の使用の促進を図るものとする。

第4章 農林水産業の振興

(農林水産業の振興)

第12条 市は、地産地消の推進の前提である農林水産物の安定的な供給を図るため、農林水産業の振興に必要な施策を推進するものとする。

2 市は、生産者組織の効率化の支援、その他団体の健全な発展を図るために必要な支援を行うものとする。

3 市は、農林水産業経営に意欲のある者が、安定した収入が確保できるよう必要な施策を講ずるものとする。

第5章 推進体制の整備

(推進体制の整備)

第13条 市は、食育推進計画及び地産地消推進計画に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、市、生産者等及び市民が一体となった推進体制を整備するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

7 宮古市歯と口腔の健康づくり条例

平成25年2月22日

条例第4号

（目的）

第1条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律(平成23年法律第95号)の趣旨に基づき、歯と口腔の健康づくりに関する基本理念を定め、市並びに市民、歯科医師その他の保健医療関係者、教育関係者、福祉関係者及び事業者の責務を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりに関する基本的な事項を定めることにより、市民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 歯と口腔の健康づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) すべての市民が生涯にわたり、自ら日常生活において歯科疾患の予防に取り組み、及び歯科疾患を早期に発見し、かつ、早期に治療を受けることを促進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期まで、その発達段階、年齢階層及び心身の状況に応じて、歯科検診、歯科保健指導、歯科相談及び歯科医療(以下「歯科健診等」という。)を受けることができる環境の整備を促進すること。
- (3) 保健、医療、教育、福祉その他の関連分野における施策との連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。

（市の責務）

第3条 市は、国及び岩手県と連携して歯と口腔の健康づくりに関する総合的な施策を策定し、継続的かつ効果的に実施する責務を有する。

（市民の責務）

第4条 市民は、歯と口腔の健康づくりについて関心を持ち、理解を深めるとともに、定期的に歯科健診等を受けることにより、生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

（歯科医師等の責務）

第5条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務に従事する者(以下「歯科医師等」という。)は、市が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力し、教育関係者、保健又は医療に携わる者(歯科医師等を除く。以下「保健医療関係者」という。)、福祉関係者及び事業者との連携を図りつつ、良質かつ適切な歯科健診等を提供するよう努めるものとする。

（教育関係者、保健医療関係者及び福祉関係者の責務）

第6条 教育関係者、保健医療関係者及び福祉関係者は、市民がその発達段階、年齢階層及び心身の状況等に応じて歯科健診等を受けることのできる環境の整備を図るとともに、歯と口腔の健康づくりに関し、相互に連携し、及び協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第7条 事業者は、当該事業所において雇用する従業員の歯科健診等を受ける機会の確保を図るとともに、当該従業員の歯と口腔の健康づくりの取組の支援に努めるものとする。

（基本計画の策定）

第8条 市長は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯と口腔の健康づくりに関する基本的な方針
- (2) 歯と口腔の健康づくりに関する目標
- (3) 歯と口腔の健康づくりに関し、市が推進する施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、必要に応じて、歯科医師等、教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者及び学識関係者の意見を聴くとともに、その案を公表し、広く市民等の意見を求めるものとする。

4 市長は、基本計画の策定に当たっては、市が策定する保健、医療、福祉及び介護に関する計画との整合性及び連携に配慮するものとする。

5 市長は、歯科保健医療サービスをめぐる情勢の変化を勘案し、かつ、歯と口腔の健康づくりに関する施策の進捗状況を踏まえ、必要に応じて基本計画を見直すものとする。

6 市長は、基本計画を定めたとき、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

（基本的施策の実施）

第9条 市は、市民の歯と口腔の健康づくりを推進するための基本的施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 歯と口腔の健康づくりに関する知識の普及啓発及び歯と口腔の健康づくりに携わっている者の連携体制の構築に関すること。
- (2) 市民が定期的に歯科健診等を受けるための勧奨に関すること。
- (3) 災害発生時における口腔衛生の確保及び平常時における災害に備えた口腔保健サービスの提供体制の確立に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な施策に関すること。

（補則）

第10条 この条例の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第3次いきいき健康宮古21プラン

第3次宮古市健康増進計画

第4次宮古市食育推進計画

第2次宮古市歯と口腔の健康づくり基本計画

第2次宮古市自殺対策計画

2025（令和7）年度～2036（令和18）年度

2025（令和7）年3月

発 行 : 宮古市

企画・編集 : 宮古市 保健福祉部 健康課

住 所 : 〒027-8501 岩手県宮古市宮町一丁目1番30号

T E L : 0193-64-0111
